

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成29年9月13日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中伸和

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 東日本都市再生本部における防犯用録画機器等の購入・設置等
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成29年9月29日まで
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部総務課
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、平成29・30年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「物品販売」の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）。

<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf>

- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1313東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部総務部経理課  
電話 03-5323-0631  
FAX 03-5323-0638

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

- ①提出期限 平成29年9月20日(水) 16時00分
- ②提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。  
なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 否
- (3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。
- (4) 契約の相手方の決定方法  
独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部総務部総務課  
電話 03-5323-0087  
FAX 03-5323-0638

以上

(別記様式第2号)

見 積 書

金 円也

ただし、(件名) 東日本都市再生本部における防犯用録画機器等の購入・  
設置等

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成29年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中伸和 殿

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 田中 伸和 殿  
(件名東日本都市再生本部における防犯用録画機器  
等の購入・設置等見積書)

裏

封  
印  
住所・連絡先  
氏名  
印  
※登録番号  
印

※競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取  
消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等につい  
ては無効となるので注意すること。